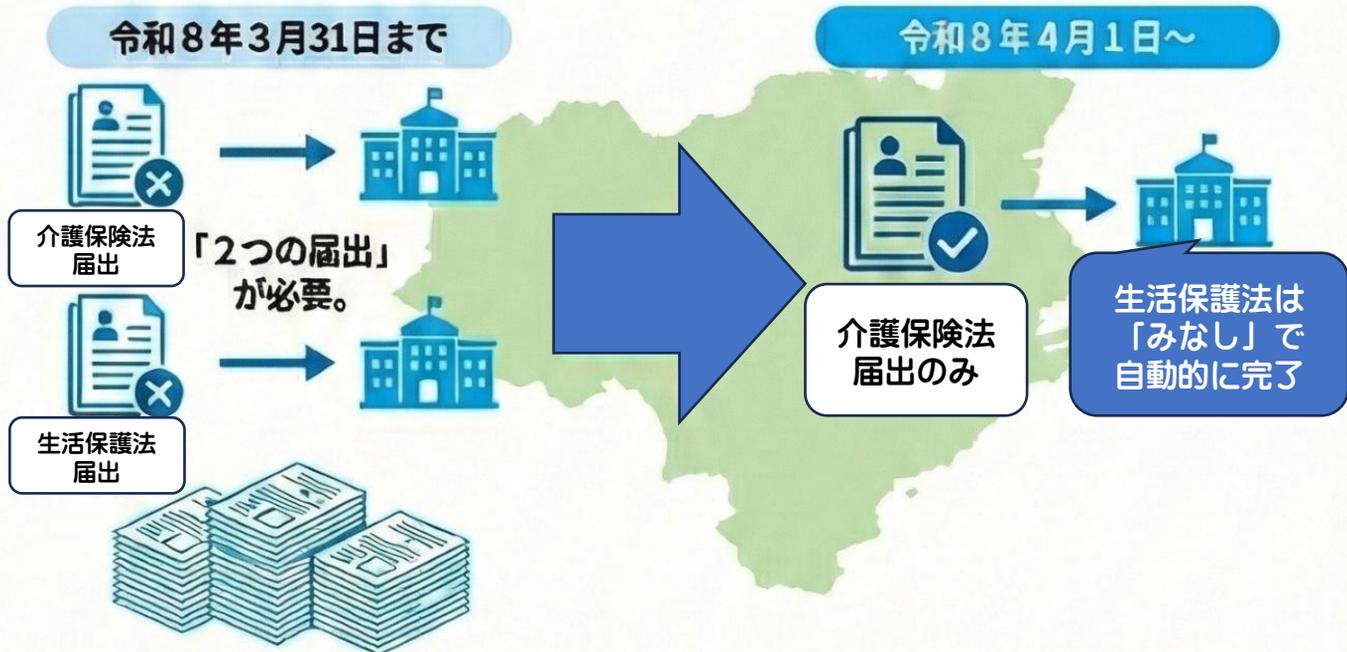


生活保護法による介護機関の 指定手続き簡素化ガイド

～ 事務負担が軽減されます～

📅 施行時期：令和8年4月1日施行

1. 手続きの一本化



☑️ 一本化の対象手続き：名称・所在地の変更、事業の廃止、事業の休止、事業の再開。

2. 重要事項（誤解防止と注意喚起）

指定は「サービス種別ごと」です



指定は「事業所単位」ではありません。
提供するサービスの種類ごとに指定を受けているか確認してください。

例：

訪問介護
(指定あり)

訪問入浴
(別途申請が必要!)

注意

平成26年7月1日より前に介護保険指定を受けたサービスは、個別に申請していない限り「生活保護の指定なし」の状態です。申請漏れがあると受給者の受け入れができません。

3. お問い合わせ先

窓口：徳島県保健福祉部 地域共生推進課

☎️ 電話番号：088-621-2166

指定状況の確認や、申請が必要なケースの相談は、上記までお気軽にお問い合わせください。